調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2024年4月1日現在で有効なもの）				
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						32	46	31				64					
20	201	長野市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第五次長野市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日		第5次松本市男女共同参画計画･女性活躍推進計画	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権共生課	1	2	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第4次上田市男女共同参画計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	地域創生推進課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第6次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやﾌﾟﾗﾝⅥ」	2020年4月1日	～ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	共生･協働推進課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第7次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだﾌﾟﾗﾝ」	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略･男女共同参画課	1	1	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪ﾌﾟﾗﾝⅧ」	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
20	207	須坂市	人権同和･男女共同参画課	1	2	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日		第六次須坂市男女共同参画計画	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	2	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		小諸市男女共同参画こもろﾌﾟﾗﾝ8	2024年4月	～ 2028年3月	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第4次伊那市男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日		駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきﾌﾟﾗﾝﾊﾟｰﾄ6」	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権･男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		第4次中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのﾌﾟﾗﾝ21」	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	212	大町市	庶務課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		大町市第4次男女共同参画計画	2023年4月	～ 2028年3月	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	1	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日		第4次飯山市男女共同参画計画「いいやま男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ21」	2020年4月1日	～ 2025年3月31日	1	1	
20	214	茅野市	生涯学習課	2	2	2	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日		第4次茅野市男女共同参画計画	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
20	215	塩尻市	企画課	1	2	2	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		第五次塩尻市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日		第四次佐久市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権･男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日		第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次東御市男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権共生課	1	2	1	1	安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	2008年12月25日	2009年1月1日		安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画	2023年4月	～ 2028年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	2	2				4						1
20	304	川上村	総務課	1	2	2	2				4						2
20	383	南牧村	教育委員会社会教育係	2	2	1	1				2	南牧村第6次総合計画前期基本計画	2024年4月	～ 2030年3月	1	2	
20	306	南相木村	住民課	1	2	2	2				4	第一次南相木村男女共同参画基本計画	2024年4月	～ 2029年3月	2	1	
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	2	2				4						2
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	2	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	総合政策課共生社会推進係	1	2	1	1				4	軽井沢町第3次男女共同参画計画きらめきﾌﾟﾗﾝ3	2019年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	2	1	御代田町男女共同参画推進条例	2021年10月20日	2021年10月20日		第1次御代田町男女共同参画計画	2022年11月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
20	324	立科町	社会教育課	2	2	2	1				4	立科町男女共同参画長期ﾌﾟﾗﾝⅣ	2020年4月	～ 2025年3月	2	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	2	1				4	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日	～ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	1	2				4	第2次長和町男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
20	361	下諏訪町	総務課	1	2	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月1日	～ 2025年3月31日	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	1	2	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次富士見町男女共同参画計画 すずらんVIﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟふじみ	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
20	363	原村	生涯学習課	2	2	2	1				4	原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ～ 2025年3月	2	1	
20	382	辰野町	教育委員会 学びの支援課	2	2	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	多文化共生･男女共同参画推進室	1	1	2	2	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第3次箕輪町男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
20	384	飯島町	教育委員会	2	2	1	1				4	飯島町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ6	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	2	1	
20	385	南箕輪村	地域づくり推進課	1	2	1	1				4	第5次南箕輪村男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	2	2				4	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月 ～ 2027年3月	2	1	
20	388	宮田村	教育委員会	2	2	2	1				4	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
20	402	松川町	教育委員会 生涯学習課	2	1	2	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進ﾌﾟﾗﾝ	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	2	2				4	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会社会教育係	2	2	2	1				4	あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ～ 2024年6月	2	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	1	1				4	阿智村男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
20	409	平谷村	住民課	1	2	2	2				4	平谷村男女共同参画推進計画	2024年4月1日 ～ 2035年3月31日	1	2	
20	410	根羽村	住民課	1	2	2	2				2					1
20	411	下條村	総務課	1	2	2	2				4	第6次下條村総合計画	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日	2	2	
20	412	売木村	住民課	1	2	2	2				2					1
20	413	天龍村	健康福祉課	1	2	2	2				4	第6次 天龍村総合計画	2021年4月 ～ 2031年3月	2	2	
20	414	泰阜村	泰阜村教育委員会	2	2	2	2				4					2
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	2	1				4	喬木村男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	2	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	2				4	豊丘村男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	2	2				4	大鹿村男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	2	2				4	第6次上松町総合計画	2021年4月 ～ 2030年3月	2	2	
20	423	南木曽町	もっと元気に戦略室	1	2	2	2				3	南木曽町男女共同参画計画(第4次)	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	2	2				4	木祖村健康福祉計画	2020年4月 ～ 2025年3月	2	2	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	2	2				4					2
20	430	大桑村	総務課	1	2	2	2				1					1
20	432	木曽町	企画財政課	1	2	2	1				4	第3次きそまち男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	2	2				2	麻績村男女共同参画計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
20	448	生坂村	教育委員会	2	2	2	1				4	生坂村男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2025年3月	2	1	
20	450	山形村	住民課	1	2	2	2				4					2
20	451	朝日村	総務課 総務防災係	1	2	1	1	朝日村男女共同参画社会推進条例	2022年4月1日	2022年4月1日		第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	2	2				4	第3次筑北村男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
20	644	池田町	生涯学習課	2	2	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
20	485	白馬村	総務課	1	2	1	1				4	第4次男女共同参画社会づくり計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	2	1	
20	486	小谷村	住民福祉課	1	2	2	2				4					2
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	2	2				4	第3次坂城町男女共同参画計画(ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟさかき21)	2021年4月 ～ 2031年3月	2	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
20	541	小布施町	企画財政課	1	2	2	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
20	428	高山村	人権推進係	1	2	2	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2004年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	2	
20	561	山ノ内町	生涯学習課人権政策室	2	2	1	1				4	第5次やまのうち男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ21	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	教育委員会生涯学習課	2	2	2	1				4					2
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4					2
20	583	信濃町	教育委員会生涯学習係	2	2	2	2	信濃町男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		第3次信濃町男女共同参画社会推進計画	2022年4月 ～ 2027年3月	2	2	
20	588	小川村	住民福祉課	1	2	2	2				4	小川村男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2034年3月	2	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				2	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	2	2				4					2

＜選択肢回答＞

所属
1　首長部局
2　教育委員会

事務所掌
1　男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2　1ではない

庁内連絡会議
1　有
2　無

諮問機関
1　有
2　無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1　2025年3月末までの制定を目途に検討中
2　2024年度以降の制定を目途に検討中
3　その他
4　検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1　一体
2　一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）
1　単独計画として策定
2　総合計画の一部として策定

現在の状況
1　策定予定有
2　策定予定無

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 1

長野県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5							0	5	4	1	0	3	1	1
20	201	長野市	長野市男女共同参画ｾﾝﾀｰ		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1	026-237-8303	026-237-3315	https://www.shinanoki.org/danjo/		○		○			○	
20	202	松本市	松本市ｼﾞｪﾝﾀﾞｰ平等ｾﾝﾀｰ	ﾊﾟﾚｱ松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://parea-matsumoto.jp/		○	○			○		
20																	
20	203	上田市	上田市男女共同参画ｾﾝﾀｰ		386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkenkyosei/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○			○		
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市															
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	383	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															
20	321	軽井沢町															
20	323	御代田町															
20	324	立科町															
20	349	青木村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																
20	362	富士見町																
20	363	原村																
20	382	辰野町																
20	383	箕輪町																
20	384	飯島町																
20	385	南箕輪村																
20	386	中川村																
20	388	宮田村																
20	402	松川町																
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3103	高森町山吹435-5	0265-35-5000		https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/kosodate_ouen/docs-kosodate/13193.html			○	○					○
20	404	阿南町																
20	407	阿智村																
20	409	平谷村																
20	410	根羽村																
20	411	下條村																
20	412	売木村																
20	413	天龍村																
20	414	泰阜村																
20	415	喬木村																
20	416	豊丘村																
20	417	大鹿村																
20	422	上松町																
20	423	南木曽町																
20	425	木祖村																
20	429	王滝村																
20	430	大桑村																
20	432	木曽町																
20	446	麻績村																
20	448	生坂村																
20	450	山形村																
20	451	朝日村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
20	452	筑北村																
20	644	池田町																
20	482	松川村																
20	485	白馬村																
20	486	小谷村																
20	521	坂城町																
20	541	小布施町																
20	428	高山村																
20	561	山ノ内町																
20	562	木島平村																
20	563	野沢温泉村																
20	583	信濃町																
20	588	小川村																
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設 飯綱町ワークセンター	みつどんのお家 i ワーク	389-1211	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1987番地	026-217-1339	026-217-1340	https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesite/index.html			○	○			○		
20	602	栄村																

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 2

長野県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）																
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業											
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					3	4	4	3	1	4	1	1	1			
20	201	長野市	長野市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	2004年4月1日	3	0	7,692	○	○	○	○		○						
20	202	松本市	松本市ｼﾞｪﾝﾀﾞｰ平等ｾﾝﾀｰ	1999年4月1日	3	1	14,020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理可能な公共施設への生理用品設置		
20																			
20	203	上田市	上田市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	2006年10月1日	3	1	1,744	○	○	○	○						男女共同参画推進事業者の表彰		
20	204	岡谷市																	
20	205	飯田市																	
20	206	諏訪市																	
20	207	須坂市																	
20	208	小諸市																	
20	209	伊那市																	
20	210	駒ヶ根市																	
20	211	中野市																	
20	212	大町市																	
20	213	飯山市																	
20	214	茅野市																	
20	215	塩尻市																	
20	217	佐久市																	
20	218	千曲市																	
20	219	東御市																	
20	220	安曇野市																	
20	303	小海町																	
20	304	川上村																	
20	383	南牧村																	
20	306	南相木村																	
20	307	北相木村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6－1 名　称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
20	309	佐久穂町																
20	321	軽井沢町																
20	323	御代田町																
20	324	立科町																
20	349	青木村																
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																
20	362	富士見町																
20	363	原村																
20	382	辰野町																
20	383	箕輪町																
20	384	飯島町																
20	385	南箕輪村																
20	386	中川村																
20	388	宮田村																
20	402	松川町																
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月5日	7	6	12,600			○			○					
20	404	阿南町																
20	407	阿智村																
20	409	平谷村																
20	410	根羽村																
20	411	下條村																
20	412	売木村																
20	413	天龍村																
20	414	泰阜村																
20	415	喬木村																
20	416	豊丘村																
20	417	大鹿村																
20	422	上松町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）																
			問6－1 名　称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業											
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
20	423	南木曽町															
20	425	木祖村															
20	429	王滝村															
20	430	大桑村															
20	432	木曽町															
20	446	麻績村															
20	448	生坂村															
20	450	山形村															
20	451	朝日村															
20	452	筑北村															
20	644	池田町															
20	482	松川村															
20	485	白馬村															
20	486	小谷村															
20	521	坂城町															
20	541	小布施町															
20	428	高山村															
20	561	山ノ内町															
20	562	木島平村															
20	563	野沢温泉村															
20	583	信濃町															
20	588	小川村															
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設 飯綱町ワークセンター	2021年5月30日	1	0	1,942		○				○				託児所、お仕事マッチングイベントほか
20	602	栄村															

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

長野県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言 問7－1			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				3		19	1	5.3	21	1	4.8	58	0	0.0	53	1	1.9	4,050	95	2.3
20	201	長野市				1	0	0.0	2	0	0.0							476	7	1.5
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							485	12	2.5
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	1	0.4
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	3	3.4
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	0	0.0
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	0	0.0
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	2	2.6
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							95	2	2.1
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	1	100.0							107	1	0.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	3	3.1
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	4	1.7
20	218	千曲市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	1	1.5
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	2	2.4
20	303	小海町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
20	383	南牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	307	北相木村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	2	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	1	100.0	19	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
20	382	辰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	383	箕輪町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	384	飯島町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	3	6.8
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
20	386	中川村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	388	宮田村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
20	402	松川町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	3	4.4
20	403	高森町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	404	阿南町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7
20	407	阿智村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
20	409	平谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0
20	410	根羽村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
20	411	下條村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	412	売木村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	413	天龍村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	5	13.5
20	414	泰阜村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	415	喬木村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	416	豊丘村										1	0	0.0	1	0	0.0	56	1	1.8
20	417	大鹿村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	4	14.8
20	422	上松町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5
20	423	南木曽町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	3	5.2
20	425	木祖村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
20	429	王滝村										1	0	0.0	0	0		9	1	11.1
20	430	大桑村										1	0	0.0	1	0	0.0	44	2	4.5
20	432	木曽町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	11	8.2
20	446	麻績村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
20	448	生坂村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	450	山形村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	451	朝日村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	1	20.0
20	452	筑北村										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
20	482	松川村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	485	白馬村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
20	486	小谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	52	7	13.5
20	521	坂城町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	541	小布施町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	428	高山村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	561	山ノ内町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	562	木島平村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	563	野沢温泉村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	583	信濃町										1	0	0.0	1	0	0.0	97	0	0.0
20	588	小川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	602	栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

長野県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問８－２ 目標設定の対象である審議会等の範囲	問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況					問１０ 地方自治法(第180条の５）に基づく委員会等における登用状況					問９－１					調査時点コード					
			問８－１			問８－２																（再掲）市町村防災会議(委員のみ）			（再掲）市町村防災会議(会長を含む）			問８ 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況	その他	問１０ 地方自治法(第180条の５）に基づく委員会等における登用状況	その他
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）						
						1,896	1,616	27,638	8,399	30.4		1,551	1,288	19,834	5,684	28.7	425	249	2,434	460	18.9	1,852	178	9.6	1,925	179	9.3						
		小計										1,501	1,243	18,751	5,282	28.2	398	238	2,352	448	19.0											
20	201	長野市	40.0	2027年3月		57	51	652	251	38.5	条例により設置されている審議会等	98	90	1,161	413	35.6	6	4	89	8	9.0	58	8	13.8	59	8	13.6	1		1		1	
20	202	松本市	40.0	2027年3月		113	98	2,679	941	35.1	行政委員、法律・条例等により設置されている審議会、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づいて設置されている委員会等	47	44	650	190	29.2	6	6	43	10	23.3	53	8	15.1	54	8	14.8	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
20	203	上田市	40.0		2022年度～2026年度	61	59	796	299	37.6	全ての審議会等	48	46	740	273	36.9	6	4	63	8	12.7	45	5	11.1	46	5	10.9	1		1		1	
20	204	岡谷市	40.0	2024年3月		40	38	704	248	35.2	法律または政令により設置されている審議会、委員会等および条例、規則、要項等により設置されている会議等	23	23	292	92	31.5	6	6	30	9	30.0	30	5	16.7	31	5	16.1	2	2024年3月31日	1		1	
20	205	飯田市	33.0	2028年3月		87	73	1,695	522	30.8	地方自治法第180条5、202条2、202条3に基づく委員会、付属機関の委員及びその他法令による委員	85	70	1,610	485	30.1	6	4	55	8	14.5							2	2024年3月11日	2	2024年3月1日	2	2024年3月1日
20	206	諏訪市	40.0	2028年3月		67	59	1,295	482	37.2	地方自治法180条の5、民生委員法、条例、規則、要綱	33	31	494	193	39.1	6	4	37	7	18.9	33	8	24.2	34	9	26.5	1		1		1	
20	207	須坂市	45.0	2028年3月		57	47	996	336	33.7	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等、要綱により設置されている委員会等	34	33	584	200	34.2	6	2	31	5	16.1	35	5	14.3	36	5	13.9	1		1		1	
20	208	小諸市	45.0		目標年度期限無し	53	49	892	345	38.7	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、その他施策・方針決定過程である委員会等	36	33	401	120	29.9	6	5	42	8	19.0	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1		1	
20	209	伊那市	30.0	2027年3月		79	69	1,234	348	28.2	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	35	32	729	156	21.4	6	3	50	5	10.0	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1		1	
20	210	駒ヶ根市	40.0	2027年3月		50	40	1,043	293	28.1	要項等に設置されている会議等	20	18	309	101	32.7	6	3	42	7	16.7	38	5	13.2	39	5	12.8	1		1		1	
20	211	中野市	35.0	2027年3月		53	47	762	239	31.4	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等と、法律・市の条例等により設置の審議会等	31	28	427	120	28.1	5	4	33	9	27.3	37	3	8.1	38	3	7.9	1		1		1	
20	212	大町市	40.0	2028年3月		50	38	529	139	26.3	法律、条例、政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、人権擁護委員、民生児童委員	36	33	460	110	23.9	6	3	44	7	15.9	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	
20	213	飯山市	35.0	2025年3月		26	25	285	110	38.6	地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく審議会等	27	26	297	112	37.7	5	2	33	7	21.2	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1	
20	214	茅野市	35.0	2029年3月		45	38	688	194	28.2	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	12	11	211	44	20.9	6	5	35	7	20.0	44	3	6.8	45	3	6.7	2	2024年8月30日	2	2024年8月30日	2	2024年8月30日
20	215	塩尻市		2033年3月	40%以上60%未満	12	12	173	37	21.4	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	12	11	146	38	26.0	6	6	36	10	27.8	32	8	25.0	33	8	24.2	1		1		1	
20	217	佐久市	50.0	2027年3月		43	43	630	248	39.4	法律、政令または条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3に基づくもの）	43	43	630	248	39.4	6	3	41	6	14.6	40	2	5.0	41	2	4.9	1		1		1	
20	218	千曲市			2025年4月1日までに40%	51	49	648	214	33.0	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律・条例・規則・要綱・規定等により設置されている審議会・委員会・懇話会・協議会・会議等	19	19	276	100	36.2	5	4	29	9	31.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
20	219	東御市	40.0	2027年3月		36	32	407	132	32.4	法律または政令・条例により設置されている審議会、委員会等	30	27	367	124	33.8	6	5	40	8	20.0	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
20	220	安曇野市	40.0	2028年3月		76	63	1,246	327	26.2	法律、政令又は条例、規則等により設置されている審議会、委員会、会議等	45	37	667	165	24.7	6	4	40	7	17.5	38	9	23.7	39	9	23.1	1		1		1	
20	303	小海町				0	0	0	0			6	4	56	9	16.1	5	3	27	5	18.5	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
20	304	川上村				0	0	0	0			9	4	104	14	13.5	5	3	25	5	20.0	29	0	0.0	30	0	0.0	1		1		1	
20	383	南牧村				0	0	0	0			12	7	78	12	15.4	5	3	22	1	4.5	11	0	0.0	12	0	0.0	1		2	2024年5月28日	2	2024年5月28日
20	306	南相木村				0	0	0	0			17	14	127	32	25.2	5	2	23	3	13.0	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1	
20	307	北相木村	30.0	2026年3月		6	3	14	4	28.6	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	6	3	14	4	28.6	5	1	24	2	8.3							1		1		1	
20	309	佐久穂町				0	0	0	0			11	11	131	47	35.9	5	3	35	8	22.9	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1		1	
20	321	軽井沢町	40.0	2028年3月		100	90	1,593	472	29.6	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	34	32	462	118	25.5	5	3	34	7	20.6	40	5	12.5	41	5	12.2	1		1		1	
20	323	御代田町	30.0	2026年3月		22	20	234	61	26.1	地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会等	17	16	207	53	25.6	5	4	27	8	29.6	32	7	21.9	33	7	21.2	1		1		1	
20	324	立科町	30.0	2025年3月		12	8	144	15	10.4	市町村防災会議、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、青少年問題協議会、社会教育委員会、文化財保護委員会、開発審査会水防協議会、環境審議会交通安全対策協議会、ｽﾎﾟｰﾂ推進委員会、国民保護協議会	12	7	139	15	10.8	5	2	26	4	15.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
20	349	青木村		2025年3月	各審議会により目標設定	7	7	70	13	18.6	法律または政令により設置されている審議会等	7	7	70	13	18.6	5	4	25	6	24.0	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2025年3月31日	1		1	
20	350	長和町				0	0	0	0			10	9	132	48	36.4	5	3	35	4	11.4	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1	
20	361	下諏訪町	40.0	2025年3月		59	52	1,245	356	28.6	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	28	13	166	28	16.9	5	4	21	5	23.8	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
20	362	富士見町	25.0	2028年3月		25	18	267	56	21.0	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	25	18	267	56	21.0	5	3	30	6	20.0	28	2	7.1	29	2	6.9	2	2023年4月1日	1		1	
20	363	原村	30.0	2026年3月		26	25	255	80	31.4	地方自治法、条例に基づく審議会等	26	24	257	80	31.1	5	2	24	4	16.7	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
20	382	辰野町	50.0	2026年3月		23	21	271	59	21.8	地方自治法に基づく審議会等	25	23	345	90	26.1	5	4	28	7	25.0	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
20	383	箕輪町			2027年度末までに40～60%内	48	39	602	162	26.9	箕輪町特別職の職員等の名簿に記載されている審議会	27	23	353	95	26.9	5	3	36	6	16.7	27	7	25.9	28	7	25.0	1		1		1	
20	384	飯島町	30.0	2029年3月		37	29	425	117	27.5	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律又は政令・条例により設置されている審議会・委員会等	14	10	167	35	21.0	5	3	25	6	24.0	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1	
20	385	南箕輪村	30.0	2027年3月		29	18	303	74	24.4	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	18	276	65	23.6	5	3	28	9	32.1	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
20	386	中川村	25.0	2027年3月		31	23	276	63	22.8	地方自治法に基づく審議会等	26	19	243	55	22.6	5	3	30	7	23.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8－2　目標設定の対象である審議会等の範囲	問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法(第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2															（再掲）市町村防災会議(委員のみ)			（再掲）市町村防災会議(会長を含む)							
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	問8　目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10　地方自治法(第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
20	388	宮田村	30.0	2025年3月		31	23	322	98	**30.4**	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	32	23	322	98	30.4	4	4	23	8	34.8	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
20	402	松川町			2025年3月までに33.3%	33	27	415	110	26.5	地方自治法138条の4条3項	12	11	177	35	19.8	5	3	31	8	25.8	38	2	5.3	39	2	5.1	1		1		1	
20	403	高森町	29.0	2026年3月		10	9	99	19	19.2	主要な審議会等	9	8	83	18	21.7	6	2	37	5	13.5	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1		1	
20	404	阿南町				0	0	0	0			7	6	84	26	31.0	5	2	33	4	12.1	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
20	407	阿智村			2027年3月まで／どちらの性別も30%以上	15	12	135	53	39.3	村が関わるすべての審議会・委員会	10	10	115	44	38.3	5	2	26	3	11.5	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
20	409	平谷村				0	0	0	0			7	5	44	6	13.6	5	3	19	5	26.3	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1		1	
20	410	根羽村				0	0	0	0			7	2	62	2	3.2	5	3	21	4	19.0	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
20	411	下條村				0	0	0	0			9	7	100	35	35.0	5	2	32	4	12.5	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
20	412	売木村				0	0	0	0			11	2	81	3	3.7	5	2	23	2	8.7	6	0	0.0	7	0	0.0	1		1		1	
20	413	天龍村				0	0	0	0			6	2	32	3	9.4	5	2	24	4	16.7	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
20	414	泰阜村				0	0	0	0			5	5	33	15	45.5	4	2	24	3	12.5							1		1		1	
20	415	喬木村	30.0	2028年3月		27	21	375	65	17.3	議会・地域に関する役職、法令等により設置される審議会、法180条の5に基づいて設置される委員会等	8	7	98	16	16.3	5	3	28	3	10.7	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
20	416	豊丘村	25.0	2026年3月		44	31	579	105	18.1	豊丘村執行機関の附属機関の設置等に関する条例に掲げられている審議会等	16	13	200	41	20.5	5	2	25	4	16.0	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1	
20	417	大鹿村				0	0	0	0			12	8	121	17	14.0	5	4	22	5	22.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
20	422	上松町				0	0	0	0			25	18	358	55	15.4	5	3	22	5	22.7	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1	
20	423	南木曽町	30.0	2028年3月		27	14	299	52	17.4	監査委員,防災会議,選挙管理委員,行政相談委員,表彰審査会,固定資産評価審査委員会,まちづくり会議,男女共同参画計画策定委員会,国民保護協議会,民生児童委員会,人権擁護委員,保護司,地域福祉計画策定懇話会,保育所審議会,国民健康保険運営協議会,こどもｻﾎﾟｰﾄ協議会,有害鳥獣駆除対策協議会,山林委員会,企業振興審議会,右岸道路づくり委員会,上下水道審議会,公民館運営審議会,社会教育委員,博物館協議会,文化財保護審議会,妻籠宿保存審議会,ｽﾎﾟｰﾂ推進委員,ﾘﾆｱ中央新幹線対策協議会	14	12	209	88	42.1	5	3	27	6	22.2						1		1		1	
20	425	木祖村				0	0	0	0			36	6	82	17	20.7	6	2	25	3	12.0	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	
20	429	王滝村				0	0	0	0			7	6	54	15	27.8	5	2	22	5	22.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
20	430	大桑村				0	0	0	0			12	10	141	29	20.6	5	3	24	4	16.7	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
20	432	木曽町				0	0	0	0			14	10	149	20	13.4	5	3	25	4	16.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
20	446	麻績村	40.0	2027年3月		42	39	74	24	32.4	国の法律に基づき設置するもの及び村の条例等議会の承認を得るもの	5	4	52	5	9.6	5	2	24	4	16.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
20	448	生坂村	22.0	2025年3月		27	18	260	57	21.9		16	11	165	44	26.7	5	2	24	5	20.8	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
20	450	山形村	40.0	2024年3月		23	20	221	80	36.2	国の法律に基づき設置するもの及び村の条例等議会の承認を得るもの	23	20	221	80	36.2	4	3	25	7	28.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
20	451	朝日村			2026年3月までに25%	42	35	505	139	27.5	地方自治体法に基づく委員会等/朝日村附属機関設置条例に基づく委員会等	37	31	477	130	27.3	5	4	29	9	31.0	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
20	452	筑北村				0	0	0	0			9	8	92	9	9.8	5	3	32	12	37.5	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
20	644	池田町	40.0	2029年3月		9	9	136	33	24.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	9	136	33	24.3	5	3	25	6	24.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
20	482	松川村	40.0	2025年3月		40	34	486	171	35.2	法律または法令または要綱等により設置されている審議会等	6	5	70	31	44.3	5	4	27	8	29.6	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
20	485	白馬村				0	0	0	0			10	2	92	4	4.3	4	2	22	5	22.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
20	486	小谷村				0	0	0	0			6	6	54	19	35.2	5	3	27	5	18.5	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
20	521	坂城町			2030年3月までに全ての審議会等に女性が参画	9	8	115	18	15.7	条例に基づき設置される審議会等	9	8	115	18	15.7	5	4	28	5	17.9	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
20	541	小布施町				0	0	0	0			8	8	82	18	22.0	5	4	23	7	30.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
20	428	高山村				0	0	0	0			6	6	64	15	23.4	5	4	33	8	24.2	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
20	561	山ノ内町	30.0	2025年3月		30	27	466	99	21.2	法律または政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等	7	6	101	13	12.9	5	1	34	2	5.9	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2024年3月31日	1		1	
20	562	木島平村				0	0	0	0			7	5	69	28	40.6	5	2	30	4	13.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
20	563	野沢温泉村				0	0	0	0			5	3	46	8	17.4	4	3	16	4	25.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
20	583	信濃町				0	0	0	0			9	7	93	24	25.8	5	2	25	4	16.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
20	588	小川村				0	0	0	0			6	4	54	14	25.9	5	2	21	5	23.8	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
20	590	飯綱町	30.0	2030年3月		6	6	98	39	39.8	法律又は政令により設置されている審議会等及び委員会、条例、規則等により設置されている委員会等、要綱等により設置されている懇談会会議等の範囲	6	6	98	39	39.8	5	3	29	8	27.6	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	
20	602	栄村				0	0	0	0			9	6	80	14	17.5	5	2	27	3	11.1	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

長野県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	問９　地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況					問１０　地方自治法（第180条の５）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
					52	45	1,083	402	37.1		27	11	82	12	14.6											
		長野市			4	3	213	73	34.3		3	2	9	2	22.2											
		松本市			2	2	110	46	41.8		3	1	9	1	11.1											
		上田市			4	3	87	23	26.4		3	1	9	1	11.1											
		岡谷市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		飯田市			2	2	78	29	37.2		2	0	6	0	0.0											
		諏訪市			4	4	110	42	38.2		3	2	9	2	22.2											
		須坂市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		小諸市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		伊那市			5	5	107	41	38.3		3	0	10	0	0.0											
		駒ヶ根市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		中野市			3	3	47	24	51.1		3	3	9	4	44.4											
		大町市			5	5	69	26	37.7		2	0	6	0	0.0											
		飯山市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		茅野市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		塩尻市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		佐久市			3	3	90	37	41.1		3	0	9	0	0.0											
		千曲市			0	0	0	0	0.0		1	1	3	1	33.3											
		東御市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		安曇野市			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		小海町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		川上村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		南牧村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		南相木村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		北相木村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		佐久穂町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		軽井沢町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		御代田町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		立科町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		青木村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		長和町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		下諏訪町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		富士見町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		原村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		辰野町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		箕輪町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		飯島町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		南箕輪村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		中川村			0	0	0	0	0.0		1	1	3	1	33.3											
		宮田村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		松川町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		高森町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		阿南町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		阿智村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		平谷村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		根羽村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		下條村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		売木村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		天龍村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		泰阜村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		喬木村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		豊丘村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		大鹿村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		上松町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		南木曽町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		木祖村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		王滝村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		大桑村			2	2	20	10	50.0		0	0	0	0	0.0											
		木曽町			18	13	152	51	33.5		0	0	0	0	0.0											
		麻績村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		生坂村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		山形村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		朝日村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		筑北村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		池田町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		松川村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		白馬村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		小谷村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		坂城町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		小布施町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		高山村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		山ノ内町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		木島平村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		野沢温泉村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		信濃町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		小川村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		飯綱町			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											
		栄村			0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0											

調査表４－４

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

長野県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

問１１－１ 管理職の在職状況

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）	部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち女性数	女性比率（%）
			1,890	271	14.3	1,591	195	12.3							62	4	6.5	50	2	4	1,557	243	15.6	1,303	171	13.1
20	201	長野市	252	16	6.3	196	16	8.2	26	1	3.8	22	1	4.5	29	0	0.0	24	0	0.0	197	15	7.6	150	15	10.0
20	202	松本市	158	46	29.1	125	38	30.4	17	3	17.6	14	2	14.3	7	1	14.3	7	1	14.3	134	42	31.3	104	35	33.7
20	203	上田市	114	16	14.0	96	15	15.6	17	2	11.8	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	97	14	14.4	81	13	16.0
20	204	岡谷市	52	7	13.5	34	3	8.8	14	2	14.3	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	38	5	13.2	24	1	4.2
20	205	飯田市	99	14	14.1	72	4	5.6	21	2	9.5	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	78	12	15.4	54	2	3.7
20	206	諏訪市	39	7	17.9	39	7	17.9	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	30	6	20.0	30	6	20.0
20	207	須坂市	46	9	19.6	35	6	17.1	10	2	20.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	27	4	14.8
20	208	小諸市	28	5	17.9	22	2	9.1	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	5	25.0	14	2	14.3
20	209	伊那市	60	5	8.3	54	3	5.6	19	1	5.3	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	41	4	9.8	36	2	5.6
20	210	駒ヶ根市	29	1	3.4	27	1	3.7	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	1	4.3	21	1	4.8
20	211	中野市	35	3	8.6	33	2	6.1	27	2	7.4	26	2	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	0	0.0
20	212	大町市	30	4	13.3	24	3	12.5	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	16	2	12.5
20	213	飯山市	27	2	7.4	27	2	7.4	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	18	2	11.1
20	214	茅野市	41	5	12.2	41	5	12.2	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	4	12.9	31	4	12.9
20	215	塩尻市	63	16	25.4	51	8	15.7	11	2	18.2	10	2	20.0	10	2	20.0	8	1	12.5	42	12	28.6	33	5	15.2
20	217	佐久市	97	13	13.4	65	4	6.2	20	1	5.0	11	0	0.0	10	0	0.0	6	0	0.0	67	12	17.9	48	4	8.3
20	218	千曲市	83	15	18.1	77	9	11.7	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	71	15	21.1	65	9	13.8
20	219	東御市	35	5	14.3	35	5	14.3	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	24	4	16.7	24	4	16.7
20	220	安曇野市	57	11	19.3	50	9	18.0	12	2	16.7	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	45	9	20.0	39	7	17.9
20	303	小海町	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5
20	304	川上村	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	14	0	0.0
20	383	南牧村	10	1	10.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	9	0	0.0
20	306	南相木村	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0
20	307	北相木村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
20	309	佐久穂町	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	13	1	7.7
20	321	軽井沢町	24	2	8.3	17	2	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	2	8.3	17	2	11.8
20	323	御代田町	13	1	7.7	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	11	1	9.1
20	324	立科町	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0
20	349	青木村	9	1	11.1	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	1	25.0	3	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
20	350	長和町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0
20	361	下諏訪町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1
20	362	富士見町	22	3	13.6	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	17	1	5.9
20	363	原村	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
20	382	辰野町	18	5	27.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	5	27.8	15	3	20.0
20	383	箕輪町	20	4	20.0	19	3	15.8	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	18	3	16.7
20	384	飯島町	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	3	27.3	11	3	27.3
20	385	南箕輪村	15	7	46.7	15	7	46.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	7	46.7	15	7	46.7
20	386	中川村	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2
20	388	宮田村	12	3	25.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	9	0	0.0
20	402	松川町	9	2	22.2	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	7	1	14.3
20	403	高森町	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	0	0	0.0
20	404	阿南町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3
20	407	阿智村	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0
20	409	平谷村	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
20	410	根羽村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
20	411	下條村	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
20	412	売木村	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3
20	413	天龍村	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0
20	414	泰阜村	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
20	415	喬木村	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0
20	416	豊丘村	8	2	25.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	0	0.0
20	417	大鹿村	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
20	422	上松町	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0
20	423	南木曽町	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0
20	425	木祖村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0
20	429	王滝村	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	1	16.7	6	1	16.7
20	430	大桑村	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0
20	432	木曽町	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0
20	446	麻績村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0
20	448	生坂村	8	1	12.5	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	0	0.0
20	450	山形村	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0
20	451	朝日村	7	1	14.3	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	6	1	16.7
20	452	筑北村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5
20	644	池田町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1
20	482	松川村	11	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	7	0	0.0
20	485	白馬村	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	12	2	16.7
20	486	小谷村	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3
20	521	坂城町	13	4	30.8	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	4	30.8	13	4	30.8
20	541	小布施町	10	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	8	0	0.0
20	428	高山村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0
20	561	山ノ内町	13	2	15.4	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	12	2	16.7
20	562	木島平村	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	0	0	0.0
20	563	野沢温泉村	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
20	583	信濃町	13	4	30.8	9	3	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	4	30.8	9	3	33.3
20	588	小川村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
20	590	飯綱町	11	0	0.0	8	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0	6	0	0.0
20	602	栄村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1

問１１－２ 職務上の地位別職員在職状況 / 問１１－２ / 問１１－５ 本庁の防災・危機管理部局への配置状況 / 問１１－５

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	調査時点コード（問１１－２）	その他（問１１－２）	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率（%）	うち管理職数	うち女性数	女性比率（%）	調査時点コード（問１１－５）	その他（問１１－５）
									3,613	1,252	34.7	2,446	700	28.6			298	23	7.7	58	1	1.7		
20	201	長野市	381	57	15.0	275	48	17.5	745	169	22.7	438	129	29.5	1		16	2	12.5	3	0	0.0	1	
20	202	松本市	252	61	24.2	193	50	25.9	153	59	38.6	113	49	43.4	1		16	0	0.0	3	0	0.0	1	
20	203	上田市	154	49	31.8	104	22	21.2	129	45	34.9	92	30	32.6	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	204	岡谷市	52	21	40.4	20	3	15.0	116	49	42.2	48	10	20.8	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	205	飯田市	101	19	18.8	80	8	10.0	240	90	37.5	105	17	16.2	1		11	1	9.1	2	0	0.0	1	
20	206	諏訪市	47	17	36.2	36	6	16.7	53	27	50.9	40	14	35.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	207	須坂市	85	23	27.1	55	8	14.5	66	20	30.3	30	7	23.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	208	小諸市	22	3	13.6	20	3	15.0	72	32	44.4	54	19	35.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	209	伊那市	51	12	23.5	38	5	13.2	138	60	43.5	81	15	18.5	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	210	駒ヶ根市	33	9	27.3	21	3	14.3	41	14	34.1	29	6	20.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	211	中野市	37	14	37.8	25	4	16.0	74	36	48.6	59	24	40.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	212	大町市	41	7	17.1	33	7	21.2	36	7	19.4	29	7	24.1	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	213	飯山市	14	0	0.0	14	0	0.0	49	17	34.7	49	17	34.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
20	214	茅野市	40	17	42.5	40	17	42.5	85	21	24.7	85	21	24.7	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	215	塩尻市	44	14	31.8	31	4	12.9	82	40	48.8	39	10	25.6	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	217	佐久市	100	45	45.0	70	18	25.7	147	82	55.8	67	20	29.9	1		12	1	8.3	2	0	0.0	1	
20	218	千曲市	0	0	0.0	0	0	0.0	91	37	40.7	77	23	29.9	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
20	219	東御市	19	5	26.3	19	5	26.3	39	17	43.6	39	17	43.6	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	220	安曇野市	51	14	27.5	44	13	29.5	131	44	33.6	95	21	22.1	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1	
20	303	小海町	8	3	37.5	7	2	28.6	12	4	33.3	11	3	27.3	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	304	川上村	3	1	33.3	3	1	33.3	17	9	52.9	16	8	50.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	383	南牧村	16	11	68.8	16	11	68.8	11	4	36.4	11	4	36.4	1		1	0	0.0	0	0	0.0	2	2024年5月28日
20	306	南相木村	3	0	0.0	3	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	307	北相木村	2	0	0.0	2	0	0.0	5	3	60.0	5	3	60.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	309	佐久穂町	17	0	0.0	17	0	0.0	22	10	45.5	15	6	40.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	321	軽井沢町	53	22	41.5	32	12	37.5	48	23	47.9	44	20	45.5	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
20	323	御代田町	11	4	36.4	7	1	14.3	29	10	34.5	25	7	28.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	324	立科町	4	2	50.0	0	0	0.0	16	3	18.8	0	0	0.0	1		8	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	349	青木村	10	2	20.0	8	0	0.0	8	2	25.0	7	2	28.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	350	長和町	7	1	14.3	7	1	14.3	24	8	33.3	16	3	18.8	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	361	下諏訪町	9	1	11.1	9	1	11.1	32	10	31.3	27	5	18.5	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
20	362	富士見町	0	0	0.0	0	0	0.0	35	20	57.1	16	5	31.3	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
20	363	原村	0	0	0.0	0	0	0.0	28	11	39.3	28	11	39.3	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
20	382	辰野町	22	11	50.0	18	2	11.1	50	17	34.0	35	9	25.7	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	383	箕輪町	12	9	75.0	5	2	40.0	56	26	46.4	42	16	38.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	384	飯島町	27	11	40.7	27	11	40.7	10	6	60.0	10	6	60.0	1		3	1	33.3	1	1	100.0	1	
20	385	南箕輪村	7	7	100.0	1	1	100.0	42	20	47.6	34	13	38.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	386	中川村	3	3	100.0	2	2	100.0	24	4	16.7	22	2	9.1	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	388	宮田村	0	0	0.0	0	0	0.0	23	6	26.1	20	3	15.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	402	松川町	0	0	0.0	0	0	0.0	32	12	37.5	22	9	40.9	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	403	高森町	2	2	100.0	2	2	100.0	23	8	34.8	21	8	38.1	1		2	1	50.0	0	0	0.0	1	
20	404	阿南町	10	0	0.0	10	0	0.0	10	3	30.0	9	2	22.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	407	阿智村	10	3	30.0	10	3	30.0	18	4	22.2	16	2	12.5	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	409	平谷村	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
20	410	根羽村	4	2	50.0	4	2	50.0	5	1	20.0	5	1	20.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	411	下條村	0	0	0.0	0	0	0.0	10	6	60.0	0	0	0.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	412	売木村	2	1	50.0	2	1	50.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	413	天龍村	3	1	33.3	3	1	33.3	8	2	25.0	8	2	25.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	414	泰阜村	0	0	0.0	0	0	0.0	6	2	33.3	6	2	33.3	2	2024年9月27日	3	0	0.0	2	0	0.0	1	
20	415	喬木村	7	1	14.3	6	0	0.0	16	8	50.0	12	4	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	416	豊丘村	4	3	75.0	0	0	0.0	17	5	29.4	0	0	0.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	417	大鹿村	3	1	33.3	2	0	0.0	11	1	9.1	10	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	422	上松町	8	3	37.5	8	3	37.5	22	7	31.8	18	3	16.7	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	423	南木曽町	15	6	40.0	15	6	40.0	16	5	31.3	16	5	31.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	425	木祖村	4	0	0.0	0	0	0.0	4	1	25.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	429	王滝村	5	1	20.0	5	1	20.0	11	3	27.3	9	1	11.1	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	430	大桑村	2	2	100.0	2	2	100.0	12	5	41.7	11	4	36.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	432	木曽町	19	4	21.1	17	2	11.8	58	10	17.2	47	8	17.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	446	麻績村	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	448	生坂村	0	0	0.0	0	0	0.0	11	4	36.4	10	3	30.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	450	山形村	11	4	36.4	11	4	36.4	13	7	53.8	13	7	53.8	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	451	朝日村	13	6	46.2	10	3	30.0	14	7	50.0	13	6	46.2	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	452	筑北村	12	5	41.7	9	2	22.2	18	8	44.4	12	3	25.0	1		12	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	644	池田町	7	3	42.9	7	3	42.9	25	8	32.0	25	8	32.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	482	松川村	6	2	33.3	4	0	0.0	22	8	36.4	11	2	18.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	485	白馬村	3	0	0.0	3	0	0.0	25	8	32.0	23	5	21.7	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
20	486	小谷村	6	1	16.7	6	1	16.7	9	2	22.2	9	2	22.2	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
20	521	坂城町	13	3	23.1	10	0	0.0	26	10	38.5	23	7	30.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	541	小布施町	8	2	25.0	6	2	33.3	28	11	39.3	17	4	23.5	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	428	高山村	6	2	33.3	6	2	33.3	11	1	9.1	11	1	9.1	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	561	山ノ内町	16	4	25.0	15	4	26.7	20	5	25.0	12	3	25.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	562	木島平村	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	0	0	0.0	1		8	3	37.5	1	0	0.0	1	
20	563	野沢温泉村	3	0	0.0	3	0	0.0	15	3	20.0	15	3	20.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
20	583	信濃町	2	0	0.0	2	0	0.0	29	9	31.0	23	3	13.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	588	小川村	7	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	590	飯綱町	9	3	33.3	6	1	16.7	39	11	28.2	30	6	20.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	602	栄村	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	15	2	13.3	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

長野県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			25		1の合計	67	0	57		5			55	55	55	55	55	47
			30		2の合計	4	51	10		62			8	9	9	9	15	5
			1		3の合計	0	8			0			0	0	0	0	0	0
			21		4の合計	6	8						14	13	13	13	6	0
20	201	長野市	1	長野市職員旧姓使用取扱要綱 第2 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生じるおそれのないもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、容易に職員の同一性を確認できるもの (3) 職員の権利義務に係るもので、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの	長野市議会	1	3	1	長野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	202	松本市	2		松本市議会	1	3	1	松本市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	203	上田市	1	上田市職員服務規程 第17条 職員(会計年度任用職員を除く。以下この条から第22条までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合を除き、婚姻、養子縁組及びその他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた跡も、当該婚姻等により氏を改める直前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、市長の承認を受けて使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他旧姓の使用により職務執行上又は事務処理上特段の支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合 2 前項の規定により市長の承認を受けて旧姓を使用する職員は、前項各号に定められる場合を除き、旧姓を使用しなければならない。	上田市議会	1	2	1	上田市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			上田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬の額は、当該議員の議員報酬に、議会の会議を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて給多額とする。 欠席期間　　支給割合 ①90日を超え180日以下であるとき　①100分の80 ②180日を超え365日以下であるとき　②100分の70 ③365日を超えるとき　　③100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、議会の会議等に出席した属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 第4条第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)以前6箇月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間に応じて、第3条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さい方を適用する。	1	1	1	1	1	1
20	204	岡谷市	2		岡谷市議会	1	2	1	岡谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
20	205	飯田市	1	飯田市職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	飯田市議会	1	3	1	飯田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産するため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	206	諏訪市	1	諏訪市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 1 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿及び配置図 5 出勤整理簿、年次休暇届、休暇欠勤等承認願 6 旅行命令簿、復命書 7 時間外等勤務命令表、週休日の振替簿 8 職務専念義務免除申請書 9 起案文書、閲覧文書の記名又は押印 10 支出負担行為決定票及び支出命令票 11 研修申込書、研修命令書、研修報告書 12 事務引継書 13 日宿直日誌 14 庁内LANとの氏名表記及びﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽのｱｶｳﾝﾄ 15 その他内部文書等で所属長等が認めるもの	諏訪市議会	1	2	1	諏訪市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	207	須坂市	2		須坂市議会	1	2	1	須坂市議会会議規則□ (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。□ □	2			1	1	1	1	1	1
20	208	小諸市	2		小諸市議会	1	2	1	小諸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	209	伊那市	1	伊那市職員旧姓使用取扱規程□ 伊那市職員旧姓使用取扱規程 全文□	伊那市議会□	1	2	1	伊那市議会会議規則□ (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。 2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例□ (議員報酬等の減額) 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額する。 (議員報酬の減額の方法) 第6条 前条の規定により長期欠席期間の決定がされた場合は、その議員が支給を受けるべき議員報酬の月額をその現に超えている月の日数で除して得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における長期欠席期間の日数(長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する当該議員の議員報酬から減額する。 (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30 (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額して支給すべき月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。 3 減額した議員報酬を支給すべき月に、任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散(以下「任期満了等」という。)又は死亡を理由として議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。 (期末手当の減額の方法) 第7条 6月1日若しくは12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又は基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者であって、基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において長期欠席期間があったものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の日数で除した額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数(長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。 (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30 (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50 (端数計算) 第8条 前2条の規定により計算した減額すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	210	駒ヶ根市	2		駒ヶ根市議会	1	3	1	駒ヶ根市議会会議規則 (会議)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (委員会)第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	211	中野市	2		中野市議会	1	3	1	中野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	212	大町市	1	大町市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	大町市議会	1	2	1	大町市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条（略） 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第92条（略） 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	213	飯山市	4		飯山市議会	1	3	1	飯山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	214	茅野市	1	茅野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、もっぱら職員の間で使用している文書等で職務執行上または事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	茅野市議会	1	2	1	茅野市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲を基準とし、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	215	塩尻市	1	塩尻市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものについて旧姓を称することができる。	塩尻市議会	1	2	1	塩尻市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	217	佐久市	1	佐久市職員旧姓使用取扱規程 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	佐久市議会	1	2	1	佐久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		佐久市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席した場合において、その欠席期間(議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。)が90日を超えるときの議員報酬の額は、特別職給与条例による当該議員の議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	218	千曲市	2		千曲市議会	1	2	1	千曲市議会会議規則 第1章 第1節 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	1	東御市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東御市議会	1	2	1	東御市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	1	安曇野市職員服務規程 第10条 職員は、改姓（婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。）をした後も引き続き改姓前の氏又は住民票の通称欄に記載されている通称（以下これらを「旧姓等」という。）を職場での呼称及び文書等に使用することができる。	安曇野市議会	1	2	1	安曇野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	303	小海町	4		小海町議会	1	2	1	小海町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	304	川上村	2		川上村議会	4								4	4	4	4	2	
20	305	南牧村	2		南牧村議会	1	2	1	南牧村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	306	南相木村	2		南相木村議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	1
20	307	北相木村	3		北相木村議会	4							4	4	4	4	4	2
20	309	佐久穂町	1	佐久穂町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 （旧姓使用の開始） 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、佐久穂町役場処務規程第36条第3項に規定する届け出に併せて、旧姓使用届（様式第1号）を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の届出があったときは、旧姓使用届受理通知書（様式第2号）により、所属長を経由のうえ当該届出をした職員（以下「旧姓使用職員」という。）に対し、受理した旨を通知する。	佐久穂町議会	1	2	1	佐久穂町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	321	軽井沢町	4		軽井沢町議会	1	2	1	軽井沢町議会会議規則 （第2条第3項） 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動等を行えない場合は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席（不在）届を議長に提出することができる。この場合において、議会活動等に復帰することとなったときは、議会活動等復帰届を議長に提出しなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
20	323	御代田町	1	御代田町職員旧姓使用取扱規程 （趣旨） 第1条 この規程は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	御代田町議会	1	2	1	御代田町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	324	立科町	4		立科町議会	1	2	2		2			1	1	1	1	1	1
20	349	青木村	2		青木村議会	1	2	1	青木村議会会議規則 （第2条第2項）前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	350	長和町	4		長和町議会	1	2	1	長和町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	361	下諏訪町	1	下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の常勤の職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書、(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て申請職員に通知するものとする。 (中止の届出) 第6条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民及び職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	下諏訪町議会	1	2	1	下諏訪町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	**2**			1	1	1	1	1	1
20	362	富士見町	1	富士見町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富士見町議会	1	2	1	富士見町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	363	原村	2		原村議会	1	2	1	原村議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産 補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由 を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1
20	382	辰野町	1	辰野町職員旧姓使用取扱規定 第1条 この規程は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において、「職員」とは、常勤の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の再任用職員を含む。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にでき職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね別表第1(省略)に掲げるものとする□	辰野町議会	1	2	1	辰野町議会会議規則 第2条第2項 議員が、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例□ 第2条第3項 議員が、自己都合、疾病その他の事由により、一定の間議員活動を休止しているときの議員報酬は、次表に定める区分に応じた減額の割合を前条及び前項に定める議員報酬から減額する。90日以上180日未満:100分の20、180日以上270日未満:100分の30、270日以上365日未満:100分の40,365日以上:100分の50□	1	1	1	1	1	1
20	383	箕輪町	1	箕輪町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箕輪町議会	1	3	1	箕輪町議会会議規則 第2条第2項前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		箕輪町議会会議規則 第2条第2項前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	384	飯島町	2		飯島町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
20	385	南箕輪村	1	南箕輪村職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、村長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南箕輪村議会	1	2	1	南箕輪村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	386	中川村	1	中川村職員旧姓使用取扱要領 (趣旨)第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (承認)第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等)第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。(1)職員名簿及び配置図 (2)名札 (3)名刺 (4)住所届 (5)休暇欠勤簿 (6)時間外勤務命令簿兼週休日の振替簿・代休指定簿 (7)出張命令(伺)簿 (8)復命書 (9)事務引継書 (10)起案文書 (11)支出負担行為決議書及び支出命令書 (12)前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で村長が認めるもの (旧姓使用願)第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、旧姓使用願を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (承認の通知)第5条 村長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 (中止届)第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止使用とするときは、旧姓使用中止届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (管理)第7条 総務課長は、旧姓使用台帳を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務)第8条 総務課長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。2旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に村民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 附則(施行期日)1この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置)2この訓令の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て総務課長に第4条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 附則(平成23年9月13日訓令第4号)この訓令は、平成23年9月13日から施行する。	中川村議会	1	2	1	中川村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	388	宮田村	2		宮田村議会	1	2	1	宮田村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、忌引その他やむを得ない理由により出席できないときは、当日の開議時刻までに欠席届(別紙1)を議長に届け出なければならない。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事情で、届け出ることができないときは、その事情がなくなった後に、すみやかに届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
20	402	松川町	1	松川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条(趣旨) この要綱は、常勤職員及び会計年度任用職員(臨時的に任用された職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下、「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松川町議会	1	2	1	松川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1		
20	403	高森町	2		高森町議会	1	2	1	高森町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	404	阿南町	1	職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （所属長等の責務） 第2条 所属長は、所属職員が旧姓を使用することに関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員（以下「旧姓使用者」という。）は、旧姓の使用により、町民、他の職員等に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 （旧姓の使用） 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。 （旧姓使用の範囲） 第4条 旧姓を使用することができる文書等の種類及び例は、別表第1のとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の種類及び例は、別表第2のとおりとする。 （旧姓使用の届出） 第5条 職員は、旧姓を使用するときは、任命権者に対し旧姓使用届（様式第1号）を提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用届は、婚姻等による戸籍上の氏の変更があった日（新たに職員となった者が旧姓を使用する場合にあっては、職員となった日）から起算して1か月以内に提出しなければならない。 （旧姓使用者台帳への記載） 第6条 任命権者は、前条第1項の規定による届出の内容を旧姓使用者台帳（様式第2号）に記載して管理するものとする。 （旧姓使用の中止） 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、任命権者に対し旧姓使用中止届（様式第3号）を提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。 3 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者に対し、旧姓使用の中止を命じることができる。 （その他） 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。	阿南町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2	
20	407	阿智村	2		阿智村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2	1
20	409	平谷村	2		平谷村議会	2							2	2	2	2	2	
20	410	根羽村	4		根羽村議会	1	2	1	根羽村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	411	下條村	4		下條村議会	4							4	4	4	4	4	
20	412	売木村	4		売木村議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	1
20	413	天龍村	2		天龍村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
20	414	泰阜村	4		泰阜村議会	2							2	2	2	2	2	
20	415	喬木村	2		喬木村議会	2							4	2	2	2	4	
20	416	豊丘村	2		豊丘村議会	4							4	4	4	4	2	
20	417	大鹿村	4		大鹿村村議会	1	2	1	大鹿村議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	422	上松町	2		上松町議会	1	2	1	上松町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出 産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	423	南木曽町	4		南木曽町議会	1	2	2		2			1	1	1	1	1	1
20	425	木祖村	4		木祖村議会	1	2	1	木祖村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合であっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	429	王滝村	2		王滝村議会	1	2	1	王滝村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	430	大桑村	4		大桑村議会	1	3	1	大桑村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	432	木曽町	2		木曽町議会	1	2	1	木曽町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	446	麻績村	4		麻績村議会	1	2	1	麻績村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	448	生坂村	4		生坂村村議会	1	2	1	生坂村村議会会議規則 欠席の届出 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	450	山形村	2		山形村議会	1	2	1	山形村議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	451	朝日村	4		朝日村議会	1	2	1	朝日村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	452	筑北村	2		筑北村議会	4						4	4	4	4	2	
20	481	池田町	4		池田町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	2	
20	482	松川村	2		松川村議会	1	2	1	松川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	485	白馬村	2		白馬村議会	1	2	1	白馬村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
20	486	小谷村	4		小谷村議会	4						4	4	4	4	2	
20	521	坂城町	1	坂城町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1 この規程は、町長又は町教育委員会の事務部局に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓の使用をすることができる。 2 前項に規定する旧姓を使用することができる文書等とは、おお　むね別表第1に掲げるものとする。 3 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの又は職務執行上若しくは事務処理上誤解や混乱を招くおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。	坂城町議会	1	2	1	坂城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	541	小布施町	2		小布施町議会	1	2	1	小布施町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	543	高山村	4		高山村議会	1	2	1	高山村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	561	山ノ内町	1	山ノ内町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	山ノ内町議会	1	2	1	山ノ内町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	562	木島平村	2		木島平村村議会	2							2	2	2	2	2	
20	563	野沢温泉村	4		野沢温泉村議会	1	2	1	野沢温泉村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2			2	2	2	2	1	2
20	583	信濃町	1	信濃町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請) 第2条 氏を改めた職員で、旧姓を使用しようとする者(以下「旧姓使用者」という。)は、町長に対し旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長及び総務課長を経由して提出し、承認を得なければならない。 2 前項の申請を行う場合は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名を確認するため、改正前後の氏を証する書面を添えるものとする。 (承認等) 第3条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認するときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓を使用できる文書等の基準) 第4条 前条の規定により承認された旧姓を使用できる文書等及び旧姓を使用できない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を、所属長及び総務課長を経由して町長に提出し、承認を得なければならない。 2 町長は、旧姓使用者の旧姓の使用の中止を承認したときは、旧姓使用中止承認通知書(様式第5号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳にその旨を登載するものとする。 (責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民又は職員に誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、町民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 3 町長は、旧姓使用職員台帳を整備し、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成25年4月30日までに、第2条の規定により旧姓使用申請書を提出することにより、旧姓の使用の承認を受けることができる。	信濃町議会	1	4	2		2				4	4	4	4	4	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問1で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
20	588	小川村	2		小川村議会	1	2	1	小川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	590	飯綱町	1	飯綱町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用できるものは、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表2に掲げるものとする。	飯綱町議会	1	2	1	飯綱町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	602	栄村	4		栄村議会	1	2	1	栄村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	2	2

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

長野県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
			1	1	14						26	9	6	4			10	
			1	8	29	8	2	4			22	27	31	16			56	
			0	0	34						29	12	40	3			11	
			75	68										54				
20	201	長野市	4	4	1	1				長野市議会におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止等に関する要綱 長野市議会におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止等に関する要綱 （目的） 第１この要綱は，政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）第９条の規定に基づき，長野市議会におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止及びﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定め，もって健全な議会活動を確保することを目的とする。 （定義） 第２この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1) 議会活動 定例会，臨時会，常任委員会，議会運営委員会，特別委員会及び長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第２号）第 166条の協議等の場における活動並びに会派による活動並びにそれらに付随する活動をいう。 (2) ﾊﾗｽﾒﾝﾄ セｸｼｭｱﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ，妊娠，出産，育児又は介護に関するﾊﾗｽﾒﾝﾄ，ﾊﾟﾜｰ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ，ﾓﾗﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ等をいう。 (3) ｾｸｼｭｱﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ 他の者を不快にさせる議会活動における性的な言動及び議員が他の議員を不快にさせる議会活動外における性的な言動をいう。 (4) 妊娠，出産，育児又は介護に関するﾊﾗｽﾒﾝﾄ 議会活動における議員に対する次に掲げる事由に関する言動であって，議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え，議員の人格若しくは尊厳を害し，又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 ｱ 妊娠したこと，出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により議会活動をすることができないこと又は議会活動をすることができなかったこと。 ｲ 妊娠，出産，育児又は介護に関する制度を利用すること。 (5) ﾊﾟﾜｰ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ 職務に関する優越的な関係を背景として行われる議会活動上必要かつ相当な範囲を超える言動であって，議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え，議員の人格若しくは尊厳を害し，又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 (6) ﾓﾗﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ 議会活動において繰り返し行われる言葉又は態度などによって，議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え，議員の人格若しくは尊厳を害し，又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 (7) ﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題 ﾊﾗｽﾒﾝﾄにより議員の議会活動が害されること又は苦痛若しくは不利益を受けることをいう。 （議員の責務） 第３ 議員は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄをしてはならない。 ２ 議員は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止のために，ﾊﾗｽﾒﾝﾄの内容並びに発生の原因及び背景を十分認識して行動するよう努めなければならない。 ３ 議員は，当該議員によるﾊﾗｽﾒﾝﾄがあると疑われたときは，自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに，その責任を明確にするよう努めなければならない。 ４ 議員は，議員以外の者に対し，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに類する言動を行ってはならない。 （議長の責務） 第４ 議長は，健全な議会活動が行えるよう，ﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止に努めなければならない。 ２ 議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が議員等からなされた場合には，苦情相談に係る問題を解決するため，迅速かつ適切に対処するものとする。 （苦情相談等の処理） 第５ 議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに係る事案の内容又は状況から判断し必要と認めるときは，申出人及び関係者に対し事情の聴取及び事実の確認を行い，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題の解決を図るものとする。 ２ 前項の場合において，議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題の解決を図るため必要があると認めるときは，長野市議会ﾊﾗｽﾒﾝﾄ調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し，協議を依頼するものとする。 ３ 議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題による直接の被害者のほか，他の議員等からﾊﾗｽﾒﾝﾄに係る相談又は苦情があった場合においても，これに対応しなければならない。 （ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの保護等） 第６ ﾊﾗｽﾒﾝﾄに起因する問題に関する相談又は苦情の処理を担当する議長及び委員会の構成員は，関係者のﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰを保護し，名誉その他の人権を尊重しなければならない。 （準用） 第７ 第４から第６までの規定は，第３第４項に規定するﾊﾗｽﾒﾝﾄに類する言動について準用する。 （研修等） 第８ 議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止等のため，議員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。 ２ 議長は，ﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止等のため，議員に対し，必要な研修等を実施しなければならない。 （補則） 第９ この要綱に定めるもののほか必要な事項は，議長が別に定める。 附 則 この要綱は，告示の日から施行する。	1	3	3	2			特になし	1	長野市避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ【風水害編】【感染症対策反映版】 上記ﾏﾆｭｱﾙの「生活環境の改善ﾌﾟ(1)避難所運営ﾁｰﾑの取組から抜粋 「各避難所での生活空間の整備の取組を後押しするとともに，各避難所からの要望を取りまとめ，仮設のﾄｲﾚ，ｼｬﾜｰ，洗濯機，段ﾎﾞｰﾙﾍﾍﾞｯﾄ，ﾌｧﾐﾘｰﾙｰﾑ，ﾃﾚﾋﾞ，机，ｲｽ等を物的支援ﾁｰﾑと協力して調達する。 また，ﾄｲﾚ，ｼｬﾜｰ，洗濯物干し場所，更衣室，授乳室等が性別に配慮されているか，人権・男女共同参画班（男女共同参画ｾﾝﾀｰ）による巡回，指導を依頼する。」

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11					問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容			1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
20	202	松本市	4	4	1	1				松本市議会基本条例 （ハラスメントの防止） 第20条の2 議会及び議員は、ハラスメント（社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。）が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。	1	1	3	1	松本市議会議員の通称等の使用に関する規程 （通称等の使用） 第2条　議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議会において使用する氏名として、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1)　議員に当選した選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選法施行令」という。）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により通称の認定を受けたとき当該認定を受けた通称 (2)　婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めたとき（従前の氏に復したときを含む。以下同じ。）当該改め前の戸籍上の氏名（戸籍上の氏の改めが複数回あるときは、いずれかの改め前の戸籍上の氏名）	特になし	2	
20	203	上田市	4	4	1	1				上田市議会議員政治倫理条例 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)市民の代表として品位又は名誉を損なうような行為及び市政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は市民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為をしないこと。 (2)議員の地位による影響力を利用して便宜の供与を受けないこと及び金品を授受しないこと。 (3)嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (4)発信又は情報発信において他人のプライバシーを侵害し、名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。 (5)議員その他の契約又は市が行う許可若しくは許可その他の処分に関し、その地位を利用して特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。 (6)市職員等に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (7)前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反するおそれのある行為をしないこと。	3		3	1	上田市議会申し合わせ事項 「議員の通称名等の使用について」 1 使用できる通称名等 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名(氏又は名をひらがな又はｶﾀｶﾅ表記にする通称名を除く。) (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合の変更前の氏 2 通称名等を使用できない事項 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分に関する証明書類 (3)辞職願 (4)報酬、費用弁償及びその他の支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名義 (6)叙位及び叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)市議会議員共済会に関する各種届出書類 (9)その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
20	204	岡谷市	4	2	2							1	1	2	2			2	
20	205	飯田市	4	4	2							1	1	1	1	飯田市議会先例集 第1章 総則 第7節 議員の旧姓及び通称の使用 (1) 議員の氏名は、原則として本名を用いる。ただし、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合は、議長への届出により、その任期中、本名に代えて変更前の氏(旧姓)を使用することができる。 (2) 前項以外の議員の通称(公職選挙法第89条第5項)の使用については、議会運営委員会で協議の上、議長が判断を行う。		2	
20	206	諏訪市	4	4	1	1				諏訪市議会議員の政治倫理に関する条例 第2条 議員は、市民全体の奉仕者及び代表者として、市政に関わる権限と責務を深く自覚し、法令及び他の条例はもとより、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、議員としての品位の保持に努めなければならない。 3 議員は、市民の声を広く聴取する機会を設けるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めなければならない。 第3条 市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1) 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なうような一切の行為を慎み、その職務の執行に関して市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。 (2) 市が締結する請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約又は指定管理者の指定に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。 (3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。 (4) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしないこと。 (5) 自己の地位を利用して、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為をしないこと。 (6) 市から補助金の交付を受ける法人その他の団体の代表に就任しないように努めること。 (7) 市税等の納付を誠実に行うこと。	1	1	3	4			2	
20	207	須坂市	4	4	1	1				須坂市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱 要綱本文		1	1	1	4		議員研修会(パネルディスカッション含む)、視察等	1	須坂市地域防災計画 避難所運営の支援に関する章
20	208	小諸市	4	4	3							3		3	2			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11					問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容									1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
20	209	伊那市	4	4	3						1	3	3	3				2	
20	210	駒ヶ根市	4	4	1	1					駒ヶ根市政治倫理条例 （政治倫理基準）第3条第7号 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のﾊﾗｽﾒﾝﾄその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	1	4			3	
20	211	中野市	4	2	1	1					中野市議会議員政治倫理規程 第3条第1号 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	3	3	4				1	中野市地域防災計画 第35節 自主防災組織等の育成計画 第2 計 画 4 活動環境の整備及び組織の活性化 (4) 男女共同参画 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性ﾘｰﾀﾞｰの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。
20	212	大町市	4	4	3							3		3	4			2	
20	213	飯山市	4	4	1			3	議長から議員への注意喚起			1	1	2	4			2	
20	214	茅野市	4	4	3							3		3	4			2	
20	215	塩尻市	4	4	3							3		3	4			1	地域防災計画 第2節 防災の基本理念及び施策の概要 2(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
20	217	佐久市	4	4	3							3		3	1	佐久市議会議員の通称及び旧姓使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合にあっては、当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合にあっては、変更前の氏		1	佐久市地域防災計画、佐久市避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ 【地域防災計画】 3章　災害応急対策計画 第13節避難収容及び情報提供活動 P365　4　避難所の開設・運営 (2)運営　7　避難所の運営 (イ)避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要に応じてﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの確保、男女のﾆｰｽﾞの違い等に配慮する。また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配置する。 (ｳ)自主防災組織及びﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難活動がおこれるよう努める。 特に、運営責任組織に女性ﾘｰﾀﾞｰを参加させ、男女のﾆｰｽﾞの違いに配慮した避難所運営ができるように努める。 (オ)避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞに配慮した避難場所の運営に努める。 【避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ】 第2章　事前に確認すべき事項 3　避難所対応職員の構成例 (1)避難所運営にあたる各担当の役割 ①代表者（避難所運営の総合責任者） P10　□人権配慮・ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ意識の徹底 避難所運営ｽﾀｯﾌ（避難所運営にあたる職員、避難者等）全員が避難者各人の人権に配慮するように徹底させます。 (例)・感染症流行下においては、感染者や感染の疑いがある方等を排除するのではなく感染対策上の対応であることを認識する。 ・それぞれのﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰを守るための対応が必要であることを理解する。 〔長期避難〕 4　避難所の運営体制づくり (3)長期避難の場合に必要な場所 P37【ﾎﾟｲﾝﾄ】男女共同参画の視点に立った避難所運営 配慮すべき事項 ①女性専用更衣室の確保②授乳ｽﾍﾟｰｽの確保③男女別の物干し場の確保④女性専用ﾄｲﾚの確保⑤女性による女性のみが使用する物資の配布⑥相談窓口の設置⑦性暴力、DV防止に関するポスターの掲示 男女それぞれのﾆｰｽﾞには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけてください。
20	218	千曲市	4	4	2							2	3	2	2		なし	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18		問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
20	219	東御市	4	4	2						2	2	2	2				2	
20	220	安曇野市	1	1	1			3	規定の策定に向けて検討中		1	1	2	4		特になし		2	
20	303	小海町	4	4	3						3		3	4				3	
20	304	川上村	4	2	3						1	2	3	4				2	
20	305	南牧村	4	4	3						2	2	3	4				2	
20	306	南相木村	4	4	2						1	2	2	4				2	
20	307	北相木村	4	4	1		2				2	2	2	4		特になし		2	
20	309	佐久穂町	4	4	2						3		3	4				2	
20	321	軽井沢町	4	4	3						3		3	4				1	軽井沢町地域防災計画 第1編 総則　第1節 計画の目的，構成及び基本方針 5 基本方針(4) 県及び関係機関等との連携イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により，地域の防災力向上を図るため，防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど，防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者，障がい者などの参画を拡大し，男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立していく。
20	323	御代田町	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	324	立科町	4	4	3						3		3	4				2	
20	349	青木村	4	2	3						3		3	4				2	
20	350	長和町	4	2	1			3	動画視聴による研修		1	1	3	4				1	長和町地域防災計画 自主防災組織の活動が，男女共同参画の視点を反映した活動となるよう，「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき，女性ﾘｰﾀﾞｰの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。
20	361	下諏訪町	4	4	3						3		3	2				2	
20	362	富士見町	4	4	1	1				富士見町議会議員政治倫理条例 （政治倫理基準） 第3条 政治倫理基準は，次の各号のとおりとする。 第6号 嫌がらせ，強制，圧力をかける等のﾊﾗｽﾒﾝﾄその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	2				2	
20	363	原村	4	4	3						1	2	2	4				2	
20	382	辰野町	4	4	3						2	2	2	4				2	
20	383	箕輪町	4	4	2						1	2	2	2		女性活躍井戸端会議模擬議会の開催		2	
20	384	飯島町	4	4	2						2	3	2	4				2	
20	385	南箕輪村	4	4	3						1	3	3	4		女性模擬議会を実施した		2	
20	386	中川村	4	4	3						3		3	2				2	
20	388	宮田村	4	4	3						3		3	4				2	
20	402	松川町	4	4	3						3		3	4		女性模擬議会や政策ｻﾎﾟｰﾀｰ女子会の開催		1	松川町地域防災計画 第2節 防災の基本方針 1基本方針 (10)男女共同参画の視点 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため，防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る
20	403	高森町	4	4	2						2	2	2	4		女性模擬議会について検討中		2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18		問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
20	404	阿南町	4	4	3						3		3	2				2	
20	407	阿智村	4	4	3						2	3	1	4				2	
20	409	平谷村	4	4	2						2	2	2	4				1	平谷村地域防災計画 第2章災害予防計画 第11節避難受入活動計画 1.避難計画の策定、3.避難所の確保、6.在宅避難者等の支援 第3章災害応急対策計画 第12節避難受入及び情報提供活動 1.高齢者避難、避難指示、緊急安全確保 ＋.避難行動要支援者の状況把握及び避難支援、4.避難誘導の活動、5.避難所の開設・運営
20	410	根羽村	4	4	1		2				1	2	2	4				2	
20	411	下條村	4	4	2						2	2	2	4				3	
20	412	売木村	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	413	天龍村	4	4	2						1	2	3	3				2	
20	414	泰阜村	4	4	3						3	0	3	4				2	
20	415	喬木村	4	4	2						2	3	1	2				3	
20	416	豊丘村	4	4	3						3	0	3	4				2	
20	417	大鹿村	4	4	3						3		3	4				2	
20	422	上松町	4	2	3						3		3	4				2	
20	423	南木曽町	4	4	3						3		3	4				2	
20	425	木祖村	4	4	3						3	0	3	4				2	
20	429	王滝村	4	4	2						2	3	2	4				2	
20	430	大桑村	4	2	3						3		3	4				2	
20	432	木曽町	2	2	3						3		2	3				2	
20	446	麻績村	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	448	生坂村	4	4	2						1	3	3	4				2	
20	450	山形村	4	4	2						3		2	2				2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11					問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容										
20	451	朝日村	4	4	3						1	3	2	4		令和4年度、女性議員を招いた講習会を実施した。		1	朝日村避難所運営マニュアル 序章 1 避難所運営の基本方針 (2)要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり 避難所においては、高齢者・要介護者・障がい者・傷病者・妊産婦・未就学児・外国人等の「要配慮者」のニーズに適切に対応できるようにします。 また、避難所の運営に当たっては、地域の特性や実情を踏まえるとともに、男女両方が参画し、男女が対等に意見を出し合える体制をつくることなどにより、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。
20	452	筑北村	4	4	2						2	2	3	4				2	
20	481	池田町	4	4	3						3		3	4				2	
20	482	松川村	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	485	白馬村	4	4	2						1	2	2	2				3	
20	486	小谷村	4	4	1			3	議長から議員への注意喚起		1	2	1	4				3	
20	521	坂城町	4	4	2						1	2	2	4				2	
20	541	小布施町	4	4	3						3		3	4				2	
20	543	高山村	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	561	山ノ内町	4	4	2						2	2	2	2				2	
20	562	木島平村	4	4	2						1	2	2	2				3	
20	563	野沢温泉村	4	4	3						3		3	4				3	
20	583	信濃町	4	4	3						1	1	3	2				3	
20	588	小川村	4	4	2						2	2	2	4				2	
20	590	飯綱町	4	4	2						2	2	2	4				3	
20	602	栄村	4	4	2						2	2	2	4				3	